

令和7年度石巻市結婚等支援事業補助金募集要項

【趣旨】

この補助金は、少子化の要因のひとつである未婚化・晩婚化に対する取組として、出会いの機会が少ない独身の男女のために、団体等が実施する地域資源を活用しながら結婚に対する意識向上を図る取組等に対し、交付するものです。

【交付対象者】※次の要件をすべて満たす団体となります。

- (1) 特定非営利活動法人または市長が適當と認める団体であること。
- (2) 市内に活動の拠点を有していること。
- (3) 運営や組織に関する定款、規約、会則またはそれに準ずるものを定めていること。
- (4) 政治、宗教または営利を目的としていないこと。

【補助の対象となる事業】※次の要件をすべて満たす事業となります。

- (1) 婚活事業（結婚につなげる機会を提供する事業）**補助金上限額30万円**

- ア 独身の男女各10人以上の参加が見込まれるものであること。ただし、男性参加者については、市内居住者に限るものとする。
- イ 参加者向けの事前セミナー及びフォローアップ等を行うこと。
- ウ 開催場所は市内とし、地域資源（施設、特産品等）を活用して実施するものであること。
- エ 参加者から参加料を徴収すること。
- オ 公序良俗に反し、または社会通念上不適切であると判断される内容を含まないこと。
- カ 令和8年3月31日までに開催する予定であること。

- (2) 恋活事業（男女の出会いの機会を提供する事業）**補助金上限額15万円**

- ア 独身の男女各15人以上の参加が見込まれるものであること。ただし、男性参加者については、市内居住者に限るものとする。
- イ 男女間の交流に対する意識の向上を図る内容であること。
- ウ 開催場所は市内とし、地域資源（施設、特産品等）を活用して実施するものであること。
- エ 参加者から参加料を徴収すること。
- オ 公序良俗に反し、または社会通念上不適切であると判断される内容を含まないこと。
- カ 令和8年3月31日までに開催する予定であること。

【補助金の概算払】

交付決定後は、交付決定金額の8割まで概算払を行うことができます。

【補助金の精算】

概算払を行った場合には、事業実施報告書等の提出後、適切に補助金が支出されているか精査し、精算払を行います。

また、交付決定額の減額により返納の処理を行っていただく場合があります。

【補助できない事業】

- (1) 国、県、市等の他の補助金等の交付を受けているもの
- (2) 事業の効果が特定の個人または団体のみに帰属するもの
- (3) 専ら利益を目的とし、公益性を欠くもの
- (4) 政治活動または宗教活動を行うことを目的とするもの
- (5) 対象事業が地区住民の親睦会的事業であるもの
- (6) その他、補助対象事業として適当でないと認められるもの

【その他留意事項】

- (1) 必要書類の提出をもって申請とします。
- (2) 交付決定金額については、提出書類を精査したうえで決定します。
- (3) 申請書の作成、提出に要する経費はすべて提案者の負担となります（提出物は返却しません）。

【一次審査について】書類審査

石巻市結婚等支援事業補助金交付要綱に基づく書類審査のため、申請者は出席不要です。ただし、ヒアリングを実施する場合があります。

(1) 審査項目

ア 事業の概要について

石巻市結婚等支援事業補助金の対象事業としての要件を満たしているか審査します。事業内容によっては、不採択となる場合もあります。

イ 補助金対象経費について

事業を遂行する上で、必要な経費かを査定します。必要な経費であれば、消耗品購入及び食糧費も承認しますが、実行委員の旅費、食糧費や汎用性のある備品等については補助対象外として査定します。

(2) 審査結果報告

後日、電話にてお知らせします。

【二次審査について】審査委員会

審査委員の前で、申請事業内容を自由形式にてPRしていただきます。

- (1) 審査委員会を欠席した場合は、不採択とします。
- (2) 審査委員会開始時刻に遅刻した場合及び審査終了前に退席した場合は、不採択とします。
- (3) 他の事業のPRの妨害や不正を行った場合は、不採択とします。
- (4) 審査結果により、申請金額に満たない補助金額となる場合もあります。
- (5) 原則代表者に出席していただきますが、お申し出があった場合は代理の方でも出席いただけます。
- (6) 審査委員会出席に係る旅費、日当は支給しません。

【申請方法】

次の書類を提出してください。

- (1) 石巻市結婚支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業実施計画書
- (3) 事業スケジュール表
- (4) 会員名簿
- (5) 収支予算書
- (6) 団体の定款、規約、会則またはそれに準ずるもの
- (7) その他必要と認められる書類

※(1)～(5)の書類は、市のホームページからダウンロードするか、要綱の添付書類を使用してください。

※お預かりした個人情報等は、「石巻市結婚等支援事業補助金」以外の目的には使用しません。

【募集期間】

令和8年1月30日（金）まで

（予算上限に達した場合、年度途中に募集終了となる可能性があります。）

【提出方法】

復興企画部SDGs移住定住推進課まで、持参・郵送・電子メールまたはFAXにて提出をお願いいたします。

【提出先及び問い合わせ先】

復興企画部SDGs移住定住推進課

TEL 0225-95-1111（内線 4225）

FAX 0225-90-8043

mail issdgs★city.ishinomaki.lg.jp ★を@に変換してください。

【市ホームページ】

<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10053500/konkatsu/kekkonshienjigyo/20160609160012.html>